

## 「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書

政府は、昨年7月の「閣議決定」に基づき、第189回通常国会に平和安全法制整備法案（「安全保障関連法案」として自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法、国連平和維持活動（PKO）協力法など改正10法案を一括した「平和安全法制整備法案」と国際紛争に対処する他国軍の後方支援を可能にする「国際平和支援法案」の2法）を提出している。

本法案は、国の外交・防衛のあり方を左右する重要法案である。過日の衆議院憲法審査会では、参考人として出席した憲法学者3人がそろって、集団的自衛権の行使を認める安全保障関連法案は憲法違反との見解を示したことに加え、政府の憲法解釈を担った2人の元内閣法制局長官も問題点を指摘している。また、政府は十分な審議のため、国会の会期を9月27日まで大幅延長しているほど、今後の日本の針路を左右する大きな問題である。

このような状況の中、今後国会で十分な審議がされ、この法案の内容が国民に分かりやすく明確にされることはもとより、国民が望む日本の平和と安全の確保のため十分かつ慎重な審議がなされ、結論が導かれることを強く望むものである。

よって、国会に対し、下記の事項について強く要望する。

### 記

法案について、憲法解釈との整合性も含め十分な議論がされ、国民の納得が得られるよう慎重に審議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月1日

福島県伊達市議会議長 安藤喜昭

内閣総理大臣	安倍晋三	様
防衛大臣	中谷元	様
外務大臣	岸田文雄	様
法務大臣	上川陽子	様
衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山崎正昭	様